

平成27年度

第1回岡山市保健福祉政策審議会における主要な意見

- 1 日時 平成27年8月19日(水) 13:30~15:00
- 2 場所 岡山市保健福祉会館9階 機能回復訓練室
- 3 出席者 委員8名
- 4 傍聴者 報道0名、傍聴者1名
- 5 議題

(1) 「介護保険制度の改正に伴う地域支援事業の見直し」について

- ①介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)について
- ②在宅介護者支援事業について

(2) その他

6 主要な意見

<介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)について>

- ・ 事業化にあたっては、限られた財源の中で、いかによりよいサービスを組み立てていくかが肝要。コーディネーターなども活用して、専門職も地域の皆さんも市民総出で、力を合わせていかなければならない。
- ・ 新総合事業は、生活支援コーディネーターをどう配置し、活用するかが重要で、中立な立場の方にやってもらうことが大切。
- ・ 生活支援サービスの充実には、社会福祉法人が介護保険外で生活支援サービスを実施している例もあり、ノウハウを持っている民間事業者の活用をしていくことが必要。
- ・ 現状でもサロンや介護予防の仕組みはあるが、中心的役割を果たす人が高齢化し、どう維持していくかという問題がある。
- ・ 事業者は、新総合事業移行後にどのような影響が出るかということに気をつけている。
- ・ 住民、ケアプランナーともに自助、互助についての認識が十分でないところがあり、自助、互助についてアピールし、意識付けしていくことが大切。支え合う社会には、高齢者(福祉)だけでなく、若い人の意識改革・教育も必要。
- ・ 高齢者の助け合いは広い範囲では難しい。小学校区単位等狭い範囲で考えてほしい。

<在宅介護者支援事業について>

- ・ 在宅高齢者介護支援金の対象要件を、介護サービスを受けていない中重度の要介護者と国が示したことは理解できるので、財源を生活支援サービスを充実させる費用に充てるべきである。
- ・ 要介護3以上で、介護サービスを受けていない高齢者は少ないと思うので支給してもいいのでは。